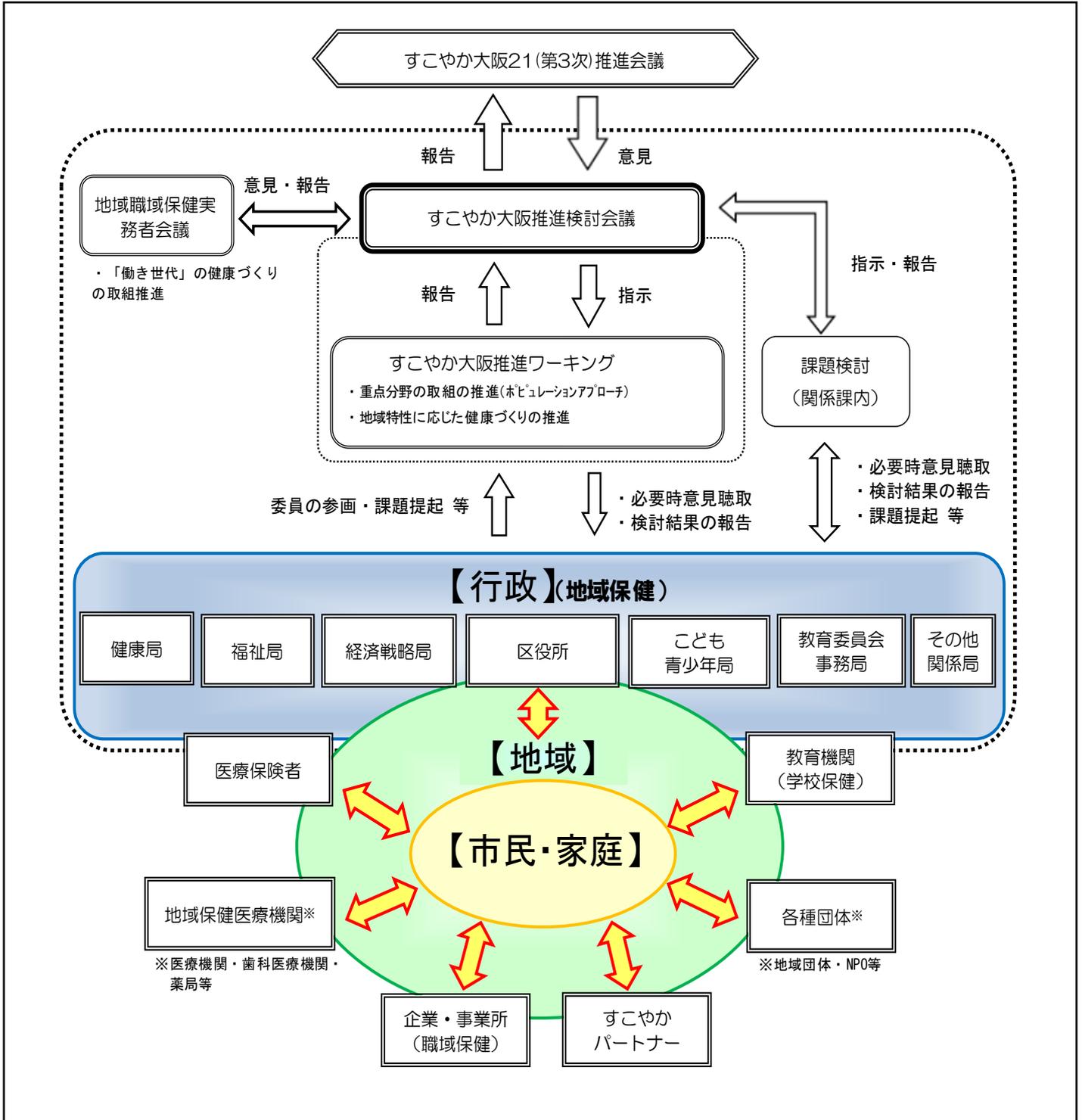


すこやか大阪21(第3次)推進体制
【令和6年度～令和17年度】



すこやか大阪推進検討会議 委員名簿

令和7年7月1日現在

所属・役職	氏名	かな	備考
西区役所 保健福祉課 保健担当課長	谷川 敏子	たにがわ としこ	
大正区役所 保健福祉課 保健担当課長代理	百瀬 敏	ももせ さとし	
城東区役所 保健福祉課 保健担当課長代理	濱 裕加里	はま ゆかり	
城東区役所 保健福祉課 保健副主幹	西村 雅世	にしむら まさよ	保健師
経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課長	森本 昌嗣	もりもと まさつぐ	
福祉局 生活福祉部 国保保健事業担当課長	山本 悠樹	やまもと ゆうき	
福祉局 高齢者施策部 介護予防推進担当課長	小林 直樹	こばやし なおき	
福祉局 生活福祉部 自立支援課長	福原 範彦	ふくはら のりひこ	
福祉局 生活福祉部 生活保護調査担当課長	三方 盛晶	みかた しげあき	
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課長	三浦 晶子	みうら あきこ	
健康局 健康推進部長	高田 康治	たかだ こうじ	座長
健康局 保健医療企画室長	半羽 宏之	はんば ひろゆき	医師
健康局 保健指導担当部長	青木 理恵	あおき りえ	保健師
健康局 健康推進部 健康施策課長	片桐 幹雄	かたぎり みきお	
健康局 健康推進部 健康づくり課長	揚 久恵	あげ ひさえ	
健康局 健康推進部 健康づくり推進担当課長	遠山 雅胤	とおやま まさつぐ	
健康局 健康推進部 受動喫煙防止対策担当課長	甲藤 博宣	かっとう ひろのり	
健康局 健康推進部生活習慣病担当医務主幹	生野 淑子	いくの よしこ	医師
健康局 健康推進部 保健主幹	貴田 利秋	きだ としあき	栄養士
健康局 こころの健康センター 精神保健医療担当課長	津田 雅史	つだ まさし	
健康局 保健所長	中山 浩二	なかやま こうじ	医師
健康局 保健所 管理課長	林 智世子	はやし ちよこ	
健康局 保健所 保健医療対策課長	松尾 吉人	まつお よしひと	
こども青少年局 子育て支援部 母子保健担当課長	玉田 明	たまだ あきら	
教育委員会事務局 指導部 保健体育担当課長	松本 隆	まつもと たかし	

【事務局】

健康局健康推進部歯科口腔保健担当医務主幹兼福祉局高齢者施策部医務主幹、こども青少年局子育て支援部医務主幹	蒲生 祥子	がもう しょうこ	歯科医師
健康局 健康推進部 医務主幹 兼 城東区役所医務主幹、こども青少年局幼保施策部医務主幹	天野 こころ	あまの こころ	医師
健康局 健康推進部 健康づくり課長代理	僧都 薫	そうず かおる	
健康局 健康推進部 保健副主幹(保健師)	伯井 理加	はくい りか	保健師
健康推進部 健康づくり課 担当係長	平田 早和子	ひらた さわこ	
健康推進部 健康づくり課 担当係長	山下 友美	やました ともみ	保健師
健康推進部 健康づくり課	柳生 康貴	やぎゅう やすたか	

すこやか大阪推進検討会議設置要領

(設置の目的)

第1条 健康都市大阪の実現に向けて、関係区・局の緊密な連携・協力を確保し、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21」（以下、「計画」という。）を推進するため、「すこやか大阪推進検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は計画の推進に必要な事項について協議を行う。

(組 織)

第3条 検討会議は別表のとおり座長及び委員をもって構成する。座長は必要があると認める者を委員に追加することができる。

(運 営)

第4条 座長は、検討会議を招集し、これを主宰する。

(ワーキングチームの設置)

第5条 計画推進にあたり、区・局横断的な課題の解消に向け必要な検討を実施するため、検討会議はワーキングチームを設置することができる。

- 2 ワーキングチームの検討内容、設置期間及び構成員は検討会議でこれを定める。
- 3 ワーキングチームで検討した事項については、検討会議での承認を要する。

(庶 務)

第6条 検討会議及びワーキングチームの事務局は健康局健康推進部健康づくり課に置く。

附 則

- この要領は、平成25年7月11日から施行する。
この要領は、平成26年7月1日から施行する。
この要領は、平成27年5月18日から施行する。
この要領は、平成28年4月25日から施行する。
この要領は、平成29年6月1日から施行する。
この要領は、平成30年6月1日から施行する。
この要領は、令和2年2月1日から施行する。
この要領は、令和3年2月22日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年12月28日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年6月1日から施行する。
この要領は、令和5年8月8日から施行する。

この要領は、令和5年10月4日から施行する。

この要領は、令和6年6月27日から施行する。

この要領は、令和7年8月15日から施行する。

すこやか大阪推進検討会議 委員

座長	健康局健康推進部長
	健康局保健医療企画室長
	健康局保健指導担当部長
	健康局健康推進部健康施策課長
	健康局健康推進部健康づくり課長
	健康局健康推進部健康づくり推進担当課長
	健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長
	健康局健康推進部生活習慣病担当医務主幹
	健康局健康推進部保健主幹（栄養士）
	こころの健康センター精神保健医療担当課長
	保健所長
	保健所管理課長
	保健所保健医療対策課長
	保健業務主管課長会幹事
	保健業務主管課長会幹事
	保健業務主管課長会幹事
	区役所保健(副)主幹又は担当係長（保健師）
	福祉局生活福祉部国保保健事業担当課長
	福祉局高齢者施策部介護予防推進担当課長
	福祉局生活福祉部自立支援課長
	福祉局生活福祉部生活保護調査担当課長
	福祉局障がい者施策部障がい福祉課長
	子ども青少年局子育て支援部母子保健担当課長
	教育委員会事務局指導部保健体育担当課長
	経済戦略局スポーツ部スポーツ課長